

メディカル・デバイス・コリドー広報・情報発信強化業務委託 仕様書

1 委託業務名称

メディカル・デバイス・コリドー広報・情報発信強化業務

2 業務の目的

山梨県では、機械電子産業における高い技術力や立地特性を活かし、医療機器関連産業を甲府盆地から静岡県東部の医療産業集積地「ファルマバレー」を結ぶ一帯に集積するメディカル・デバイス・コリドー構想（以下「構想」という。）の実現に向けて、メディカル・デバイス・コリドー推進計画（以下「推進計画」という。）を策定し、メディカル・デバイス・コリドー推進センター（以下「推進センター」という。）を設置するなど、県内企業の医療機器関連産業への新規参入、取引拡大を支援している。

本事業は公益財団法人やまなし産業支援機構（以下「産業支援機構」という。）が実施するオープンイノベーションによるマッチングイベント^{※1}及び展示会^{※2}出展に関して、県外メディア・企業等への効果的な広報を行うとともに、推進センターホームページ等に掲載するコンテンツ（記事）を作成することにより、構想、推進計画及び推進センターの認知度向上ならびに県内企業の取引拡大を図ることを目的とする。

※1 自社単独では解決できない課題を有する首都圏医療機器メーカー等が、多様な技術を保有する県内のものづくり企業に対して求めるニーズを公開し、協業候補となる企業同士のマッチングを図ることを目的とした都内で実施するイベント。

※2 首都圏に次いで医療機器メーカー等が集積する関西圏をターゲットに県内医療機器メーカー等が保有する高度な技術力をPRするため、関西圏において出展する展示会。

3 業務期間

契約締結の日から令和5年2月28日（火）まで

4 委託業務

公益財団法人やまなし産業支援機構（以下「産業支援機構」という。）が実施するオープンイノベーションによるマッチングイベント（以下「イベント」という。）及び展示会出展に係る広報並びに推進センターのホームページコンテンツ（記事）の作成を以下により行うものとする。

なお、業務の実施にあたっては、産業支援機構と協議を行いながら適切に進めること。

(1) 業務内容

① イベント開催に係る広報業務

- ・ イベントの開催前及び開催後にプレスリリースを作成(メディアリストの作成を含む)し、主に県外のメディアに配信すること。
- ・ イベントの招待状を作成し、一般社団法人日本医療機器産業連合会を通じて医療機器関連企業に広く配信するほか、アカデミア、県外企業等に配信を行い、イベントでのマッチング数の増加や構想、推進計画及び推進センターの認知度向上を図ること。
- ・ また、招待者の出欠確認を行い、参加者リストを産業支援機構の指定する期日までに提出すること。
- ・ イベント開催日に人員(3名以上)を会場に配置し、メディアや招待者の受付業務を行うとともに、来訪者に構想、推進計画及び推進センターの取り組みや成果を効果的に周知すること。
- ・ 事後アンケートを作成・送信し、集計を行うこと。

② 展示会出展に係る広報業務

- ・ 展示会の出展前及び出展後にプレスリリースを作成し(メディアリストの作成を含む)、主に県外のメディアに配信すること。
- ・ 展示会出展期間中に人員(2日間以上、各日2名以上)を会場に配置し、メディアやその他来訪者に構想、推進計画及び推進センターの取り組みや成果を効果的に周知すること。

③ 推進センターホームページ掲載コンテンツ(記事)作成業務

- ・ 推進センターのミッション、推進センターの取り組み・成果(オープンイノベーション関係など)、コラボレーション事例等に関するコンテンツを3本作成すること。

※コンテンツは1本あたり、A4 2～3ページ程度

- ・ 記事の作成にあっては産業支援機構と協議し、校正を行うこと。

④ 業務共通

- ・ 本事業に必要となる産業支援機構との打ち合わせ及びメディアや招待者との連絡・調整を行うこと。
- ・ プレスリリース、招待状及びアンケートの構成や配信先等は、配信前に産業支援機構と協議すること。
- ・ プレスリリースを配信する相手の数は、各配信ごと200人以上とする。

(2) その他

- ・ イベントは令和5年1月下旬から2月中旬に都内で1日間の開催を予定し、展示会は令和5年1月中旬に関西圏で3日間出展を予定しており、イベントは1日間、展示会は3日間のうち2日間以上人員を配置するものとする。

- ・ 本業務の目的を達成するにあたり、効果的な手法があれば独自提案を可能とする。ただし、当該経費は全て委託料に含む。

5 業務実施計画

本業務を遂行するにあたり必要な人員配置、工程等について適切かつ詳細な業務実施計画書を立案し、産業支援機構の承認を得ること。

6 成果物

(1) 成果図書等

- ① 業務完了届
- ② 業務報告書
- ③ プレスリリース及びメディアリスト（プレスリリースの配信相手分かる資料）
- ⑤ 招待状及び招待状の配信相手分かる資料
- ④ アンケート及びその結果
- ⑤ 推進センターホームページ掲載コンテンツ
- ⑥ その他産業支援機構の指示する資料

(2) 成果物の提出形式

- ・ 紙ベース：事業名、受託者名及び報告日を記した表紙を付けたものを1部
- ・ 電子データ：Microsoft Word、Excel、PowerPoint で作成したものを CD-ROM 又は DVD により1部

7 納品場所及び期限

(1) 納品場所

公益財団法人やまなし産業支援機構 新産業創造部 新事業創造課

(2) 納品期限

令和5年2月28日（火）

8 その他

- ・ 産業支援機構及び産業支援機構が別途イベント運営や展示会の出展を委託する事業者と連携し、本業務を実施すること。
- ・ 成果物及び途中経過については、産業支援機構において、山梨県と共有する。なお、成果物のうち、個人情報が含まれること等により共有できない箇所がある場合は、書面により産業支援機構に申し出ること。
- ・ 成果物に第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとするが、産業支援機構は、こ

れを無償で、非独占的に使用できるものとし、受託者はそのために必要な著作権処理を行うこと。

9 特記事項

- 本業務を実施するに当たっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、事業目的を達成するために効率的に業務を行うこと。
- 受託者は、受託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、効率的な業務実施に必要と認められる業務については、産業支援機構と協議の上、業務の一部を第三者に委託することができる。
- 本業務の履行にあたって知りえた個人情報の取り扱いについては、山梨県個人情報保護条例（平成16年条例第35号）に則り、個人情報の適切な取り扱いの確保を図ること。
- 上記の特記事項に従わず、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。
- 本仕様書の解釈及び本仕様書に記載の無い事項に関して疑義が生じた場合は、両者協議の上で対応することとする。